

## 災害時における相互応援に関する協定書

東御市内の郵便局（以下「郵便局」という。）と東御市（以下「市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定及び東御市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合、情報の提供に関して次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、東御市内及びその周辺において、大規模災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、郵便局が市に協力して、災害情報の提供をするために必要な事項について定めることを目的とする。

### （性格）

第2条 前条における郵便局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

### （構成員）

第3条 この協定において、情報の提供を行うものは、東御市内の郵便局に勤務する職員とする。

### （災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

### （要請）

第5条 市は、災害時において電話通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集の必要があると認める時は、郵便局に対し情報提供について、協力を要請することができる。

### （情報の提供）

第6条 郵便局は、市から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、市に提供するものとする。

### （連絡系統）

第7条 郵便局と市との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

### （情報収集連絡の訓練）

第8条 郵便局及び市は、非常災害時の災害情報提供を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて訓練を行うものとする。

### （協議）

第9条 この協定書に定めない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じたときは協議のうえ決定するものとする。

### 付則

#### （施行期日）

この協定は平成17年1月28日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、市と郵便局の長が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年1月28日

東御市

東御市県281番地2

東御市長

郵便局

東御市田中103番地6

田中郵便局長

東御市大日向299番地

北御牧郵便局長

東御市本海野1496番地

本海野郵便局長

東御市和2621番地12

和郵便局長

東御市祢津1824番地6

祢津郵便局長

東御市滋野乙512番地9

滋野郵便局長

土屋哲男

長野県  
東御市  
長之印

木樽恵夫

西中  
監査  
監査  
監査  
監査  
監査  
監査  
監査

荻原衛彦

本海野  
郵便局  
長之印

坂井文男

本海野  
郵便局  
長之印

中島昭夫

高津野  
郵便局  
長之印

瀧沢政典

高津野  
郵便局  
長之印

竹村武治

滋野  
郵便局  
長之印